

償却資産の申告

法人や個人で工場や事務所、アパート、農業などを営んでいる方が所有している事業用の有形減価償却資産のうち、土地、家屋、自動車（軽自動車含む）以外のものは、償却資産として固定資産税の対象となり、申告が必要です。

原則として、決算のときに減価償却資産として計上したものは、すべて対象となります。ただし、構築物であっても「家屋」として固定資産税の対象となるものや、自動車・原動機付自転車および一部の農耕用トラクターなどの自動車税、軽自動車税の課税対象となるものは「償却資産」の範囲から除かれます。

所有している償却資産に変更がなくても、取得価格の合計が免税点以下であっても毎年申告が必要です。当てはまる資産がある場合は、平成16年1月1日現在の「償却資産」の所有状況を平成16年2月2日（月）までに申告してください。

なお、詳しくは直接お問い合わせください。

償却資産の対象となる資産

構築物

温室・育苗用ハウス、ビニールハウスやアクリルハウスなどの各種ハウスのアパートのフェンス・駐車場の舗装など

機械および装置

暖房機・温風機・消毒機・結束機・花選別機・花用冷蔵庫・灌水設備・二重カーテンなどの農業用機械および装置、旋盤・プレスなどの産業用機械および装置・コンバインなど

船舶

ボート・漁船など

航空機

飛行機・ヘリコプターなど

車両および運搬具

フォークリフト・構内運搬車など

工具・器具および備品

エアコン・パソコン・机・いす・陳列ケースなど

税務課 ☎ 23局 3510

県税の休日収納窓口を開設します

すべての県税事務所において、県税の休日収納窓口を開設します。ぜひ、ご利用ください。

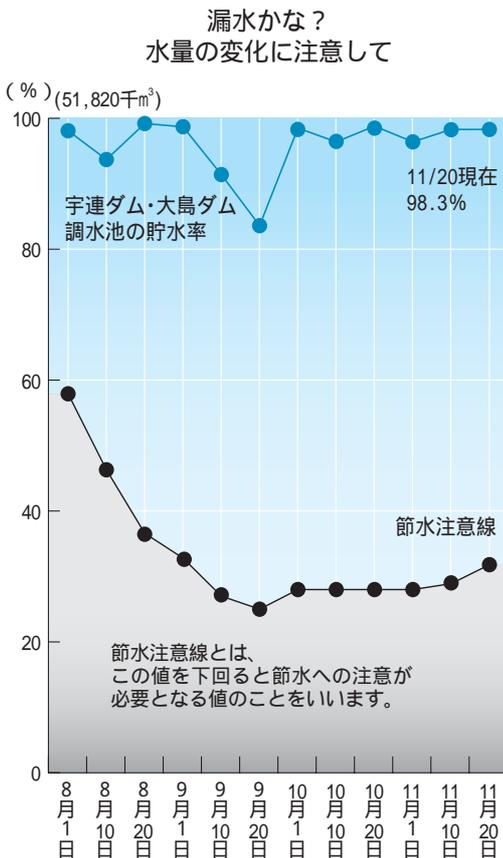
日時：12月21日（日）午前9時～午後5時

場所：県税事務所（海部徴収課、安城徴収および新城駐在室を含み、高辻軽油引取税課は除く）

内容：県税の収納業務

東三河県税事務所（〒440-8528 豊橋市八町通5-4 東三河総合庁舎内）
☎ (0532) 54局 5111

宇連ダム・大島ダム・調水池の貯水率



三河湾の水質調査

